

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	平成30年度米原バイパス佐和山城跡発掘調査業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 滋賀国道事務所長 国土交通技官 竹内 勇喜 滋賀県大津市竜が丘4-5
契 約 締 結 日	平成30年 5月22日
契約の相手方の 氏名及び住所	滋賀県知事 滋賀県大津市京町4-1-1
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥68,263,560-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	-
随意契約による こととした理由	本業務は、一般国道8号米原バイパス(9工区)事業予定地における「佐和山城跡」の埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第二項に基づき、地方自治体の機関で発掘調査を実施するものである。 「滋賀県における行政目的で行う埋蔵文化財発掘調査実施要項等の施行について(通知)(平成19年3月15日滋教委文保第299号)」により、滋賀県内において国の機関等で行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、滋賀県教育委員会が実施すると定められている。 なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第22条5項」により、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約は、地方公共団体の長が行うものと定められていることから滋賀県知事と契約を行うものである。
備 考	